

国民健康保険の加入・脱退手続きはお済みですか？

職場の健康保険に加入した時や、職場の健康保険を脱退した時は、国民健康保険の加入・脱退の手続きが必要となります。原則14日以内に役場で手続きをしましょう。

マイナンバーカードが健康保険証として利用できますが、加入・脱退手続は必要です。

◆手続に必要なもの

対象者と世帯主の個人番号確認書類と、本人確認ができる運転免許証など

○加入・・・退職証明書または資格喪失証明書

○脱退・・・職場の保険証

【加入の届出が遅れた場合】

●国民健康保険税は、資格を得た月までさかのぼって納めることになります。

●保険証がない間の医療費は、全額自己負担になります。

【脱退の届出が遅れた場合】

●国民健康保険が負担した医療費を返還していただく場合があります。

●他の健康保険に加入しても、国民健康保険脱退の届出をしないと国民健康保険税は請求されます。

職場を退職後の健康保険は？

①健康保険を任意継続

退職後原則20日以内に職場へ申請すれば、職場の健康保険に引き続き2年間加入できる場合があります。職場の健康保険担当者にご確認ください。

②健康保険の扶養認定

家族の健康保険に扶養家族として認定されないか、家族の職場へご確認ください。

③国民健康保険に加入

①および②に該当しない場合は、国民健康保険の加入手続きをしてください。

届出先 健康対策課、住民課および各支所総合窓口室

☎ 健康対策課 ☎0859-54-5206

入学・就職・転勤等の引っ越しで住所を異動される方は「正確な住所の届出」が必要です

住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険及び国民年金の資格の確認や、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

入学・就職・転勤等で住所を異動される方は、窓口での届出が必要です。

マイナンバーカードをお持ちの方は、転入・転居・国外への転出の際は必ずカードを持参してください。

【転入届】 前住所地で転出証明書の交付を受け、転入した日から14日以内に届け出てください。

【転居届】 新しい住所に住み始めた日から14日以内に届け出てください。

【転出届】 引っ越し日と引っ越し先が決まりましたら、引っ越し前14日以内に届け出てください。急な引っ越し等で事前の届出ができない場合は、引っ越し後14日以内に届け出てください。郵送で転出証明を請求することもできます。

☎ 住民課 ☎0859-54-5210

令和3年度国民健康保険人間ドック 脳ドック、乳房超音波（乳腺エコー） 検査費用の一部助成申請は お済みですか？

令和3年度の国民健康保険 人間ドック、脳ドック、乳房超音波（乳腺エコー）検査は2月で終了しました。申請がまだの方は、お早めをお願いします。

◆申請受付締切日

4月28日（木）

◆申請場所

健康対策課（保健福祉センターなわ）

申請に必要なものなど詳しくは、昨年5月にお届けした健診関係書類に同封しています「令和3年度 大山町健診のしおり」をご覧ください。

☎ 健康対策課 ☎0859-54-5206